

# 東大阪市教育委員会令和7年1月定例会

1 日時 令和7年1月17日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時27分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

|          |         |
|----------|---------|
| 教育長職務代理者 | 秦 阳 宏   |
| 委 員      | 堤 晶 子   |
| 委 員      | 山 中 雅 仁 |
| 委 員      | 田 中 宏 一 |

(出席説明員)

|                  |         |
|------------------|---------|
| 教育次長             | 永 吉 勝 則 |
| 教育次長             | 森 田 好 一 |
| 学校教育部長           | 太 田 恭 子 |
| 社会教育部長           | 早 崎 順 一 |
| 教育政策室長           | 西 田 幸 史 |
| 学校教育部参事(みらい教育室長) | 中 渕 一 博 |
| 学校教育推進室長         | 西 野 要   |
| 学校教育部次長          | 松 木 裕 幸 |
| 社会教育部次長          | 中 西 正 人 |
| 学校教育推進室次長        | 三 宅 清 香 |
| 教職員課主幹           | 出 口 大 介 |

#### 4 議事

##### 【秦教育長職務代理者】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和7年1月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1 「議案第41号 幼稚園型認定こども園に係る東大阪市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第4 「請願第2号 少人数学級の拡充等を求める請願」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第3 「報告第8号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、臨時代理第13号「懲戒処分に関する内申の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

##### 【各委員】

(異議なしの声あり)

##### 【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、日程第1 議案第41号について、説明をお願いします。

##### 【西野学校教育推進室長】

「議案第41号 幼稚園型認定こども園に係る東大阪市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、現在の学級編成は、北宮こども園の4・5歳児が25人、岩田こども園が32人と定められていますが、両園の教育の提供の均一化を図る為、令和8年4月1日より岩田こども園においても4・5歳児クラスを1学級25人に変更するものでございます。

##### 【秦教育長職務代理者】

議案第41号について、御質問・御意見はございますか。

##### 【各委員】

(特になし)

**【秦教育長職務代理者】**

それでは、議案第41号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【秦教育長職務代理者】**

御異議なしと認めます。

よって、日程第1「議案第41号 幼稚園型認定こども園に係る東大阪市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第2「議案第42号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

**【中西社会教育部次長】**

「議案第42号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員任命の件」につきましては、東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員について、委員の任期が満了することに伴い、委員10名を任命するものでございます。

**【秦教育長職務代理者】**

議案第42号について、御質問・御意見はございますか。

**【各委員】**

(特になし)

**【秦教育長職務代理者】**

それでは、議案第42号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【秦教育長職務代理者】**

御異議なしと認めます。

よって、日程第2「議案第42号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員会任命の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「請願第2号 少人数学級の拡充等を求める請願の件」について、ご説明をお願いします。

#### 【松木学校教育部次長】

日程第4「請願第2号 少人数学級の拡充等を求める請願」につきましては、来年度から本市独自に中学校2年生の35人以下学級の実現ならびに小学校における30人以下学級の実現へ向けた早期の計画策定、また学級編成の際に支援学級在籍児童生徒数を基礎数に加えること、さらに教員の欠員の解消及びその解消へ向けた教育予算の増額、正規職員を増やすことを求め提出されたものでございます。なお、請願受理日、請願要旨は、請願文書表のとおりでございます。何とぞよろしくご審議賜わりますようお願いいたします。

#### 【秦教育長職務代理者】

ただいまの説明ならびにお手元の請願文書表のとおり、請願書が出されております。この請願書の請願事項によりますと教育効果のため少人数学級の拡充を求めておられるというのが主訴だと思いますが、現在の状況についての説明をお願いします。

#### 【松木学校教育部次長】

本市では、独自に2016年度より小学校3年生以下の35人学級の実施をおこなってまいりましたとともに、国も2021年度から段階的に進めるなか、昨年度まで国に1年先駆けて実施してまいりました。また来年度からは中学校において国が中学校1年生を皮切りに35人学級を進めていくものと認識しております。少人数学級については、国も教育効果は認めたうえで進めているということであり、本市も有効性は認識しておりますが、これまで市独自で実現してきた35人学級については、本市において採用した講師を配置することで実現してまいりました。本市だけの問題ではないのですが、講師を含め、教員の数が不足をしている状況で、募集してもなかなか講師が見つからないという現状がございます。

次に、請願の内容に、学級編制の際に支援学級在籍児童生徒数を基礎数に加えることとございますが、基礎数の算定は国において算定されます。また、先ほども申し上げましたように講師の数が不足している状況があり、10月末現在の教員の欠員数は25人となっており、欠員に対して全て配置できていない状況です。

#### 【秦教育長職務代理者】

ただいまの説明について、御意見・御質問はございますか。

### 【堤委員】

請願の内容につきましては、大変願うということでございます。ただ、条件といいますか環境を整えないといけません。大阪府もご説明があった通りなのですけれども、私たちも本当に願っていることですので、ぜひ考えていきたいと思っておりますのでご理解いただけたらと思います。ただ、今もご説明がありましたが、今、学級運営も先生方は通常の勤務ができていないという状態が続いているので、事務局の方でも随分いろいろな手立てをして対応にあたっているという現状でございます。本来はやはり国レベルの水準で対応と対策が望まれるところなのですが、今後とも請願に書いていただいている内容については、教育委員会及び事務局で検討はさせていただきたいと思っております。

### 【秦教育長職務代理者】

他に何か御意見・御質問はございますか。

### 【山中委員】

先ほど事務局から話がありましたように、基本的に教職員の採用の方については、予算をとおして管理できるものではないというところと、現時点で5月1日時点からもさらに休職者が増えている状況ですので、ますます現場感としては非常に厳しいかなと私自身は感じています。ただ、先ほど堤委員もおっしゃったように我々も教育を充実していくということは非常に大事だと思っておりますが、現状は現場の職員に対して負担があります。

一方で、請願書の内容で基礎数を加えることとなると、さらに教職員不足からやはり現実的にはなかなか厳しいと認識しております。そういう中でこの請願書の内容を実現化するのは、現時点では難しいのではないかと認識をもっておりまます。

### 【田中委員】

私も少人数学級の方向については大賛成です。今後、一人ひとりの児童生徒に対して、教育をより良くしていく必要があると思っています。ただ、やはり先ほど事務局からあつたように、小中学校の教員については、大阪府の任用であり給与を負担しているのも府が担っています。東大阪市の予算を活用するとなると、市議会の議決も必要になってきます。予算措置が必要になる状況と今現在、教職員が欠員している状況を考えると、順番としては、教職員の欠員が解消される等のステップがあってから、少人数学級の実施になるのかなと思っています。また、よりよい教育という意味では、少人数学級だけが方法ではなく、他にもいろいろな内容であったり、教職員が働きやすくできる環境であったり、複合的なものがたくさんあると思います。教育委員会としてはそれらのあらゆる点において、職員が働きやすく、なにより児童生徒が学びやすい環境づくりを引き続き、模索できたらと思っております。

### 【堤委員】

請願をしっかりと受けとめるということをしながら、現在の人数できちんと環境を整えて、その上で少人数学級という考え方を進めさせていただかないといけないのではないかというふうには考えております。ですから、目指すべき方向性としては、請願書を出していただいた方向性には間違いございませんけれども、現実的な問題としては、現時点でまだ解決ができないことがありますので、そこからの解決をおこなうのが優先順位ということについてはご理解いただきたいなと思っております。

### 【秦教育長職務代理者】

少人数学級の実施によって、教員がよりきめ細やかに関わりをもつという点は、我々をはじめ、教育委員会事務局や学校の先生方がそのように期待されているのではないかなと思っています。ただ、請願者の方々が求めておられる内容を具体的に実現する、すなわち採択することについては、大阪府による正規職員の配置や、国の方針、市議会における予算措置であったりと、本市教育委員会だけですぐに実現できるものではないため、本請願書については不採択とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

(異議なしの声あり)

### 【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

日程第4「請願第2号 少人数学級の拡充等を求める請願」につきましては、不採択とすることといたします。ただ、本市の児童生徒また教職員にとって、より良い教育環境の構築に向けて、本市としても様々な方策を検討していただきますよう事務局には求めておきます。

それでは、次に、報告をお願いします。まず、「クラウドファンディング型ふるさと納税事業の結果について」の報告をお願いします。

### 【中西社会教育部次長】

本年7月の本委員会においてお知らせしておりましたクラウドファンディング型ふるさと納税事業を活用した電子書籍の購入につきまして、実施期間が8月1日から10月31日で終了となりましたので、ご報告いたします。

目標金額を100万円と設定して、本市で活用できる各種広報手段により寄付のお願いを重ねてまいりました。結果としましては19名の方々から計24万5千円のご寄付をい

ただいております。この皆様には12月1日から令和10年11月30日まで3年間有効のIDを発行して本市電子図書館をご利用いただきます。頂戴しました寄付金は、令和8年度中の電子版の児童書購入に有効に活用させていただきます。

【秦教育長職務代理者】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【田中委員】

2点質問があるのですが、1点目は目標金額100万円が結果的に24万5千円になり、寄付金が不足することで何か足りなくなってしまうということがあるのでしょうか。

【中西社会教育部次長】

寄付額が少なかったことにより、何らかの不都合が生じることはございません。5千円かける200人で100万円の目標額に対して、結果は19人の10分の1に留まりました。その側面では上々の結果と言いにくいのは事実でございます。しかし感想を申し上げますと、ふるさと納税制度がいずれの自治体も、また寄付者自身も、人気の高い返礼品を目当てに活況を呈している側面を否定できないであろう中で、当事業においては多くの人が殺到するような返礼品ではないにも関わらず、19名の方々が文化・教育面の社会的貢献にご参加くださいました。このような方々の存在は図書館運営を所管する立場として嬉しいことであり、励みに感じております。

【田中委員】

ふるさと納税の件はプラスアルファのものであるから、よりよい充実はできなかつたけれど、ないからといって何かに支障ができるというわけではないですね。それであればよかったです。もう1点は、実施期間が短かったと思うのですが、事前の話ではサイトに掲載するのが2か月間だと聞いていたように思います。ふるさと納税で募集しているウェブサイトはたくさんありますが、一社しか掲載が出来ないのでしょうか。複数のふるさと納税の会社に掲載することは難しいですか。

【中西社会教育部次長】

この事業は企画課の所管であり、その定められた条件で本市各部局が参加しております。より良い運用に向けて、ご指摘の点について企画課にお伝えいたします。

【田中委員】

他課との話し合いの中で先駆的に実施されたのですね。ありがとうございました。

**【秦教育長職務代理者】**

それでは、これから審議を行う　日程第3「報告第8号　委員会付議事項臨時代理処理の件」中、臨時代理第13号「懲戒処分に関する内申の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、臨時代理第13号「懲戒処分に関する内申の件」については、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、学校教育部参事、松木学校教育部次長、教職員課長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。

※傍聴者・説明員退室

**【非公開審議】**

※傍聴者・説明員入室

**【秦教育長職務代理者】**

それでは最後に、その他教育委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

**【各委員】**

(特になし)

**【秦教育長職務代理者】**

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【秦教育長職務代理者】**

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

**【事務局】**

次回の教育委員会議につきましては、令和7年12月22日（月曜日）午後2時より開会する予定しております。

**【秦教育長職務代理者】**

それでは、これをもちまして、東大阪市教育委員会令和7年11月定例会を閉会いたします。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御疲れ様でした。

会議録署名委員

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 東大阪市教育委員会教育長職務代理者 | 秦 卓宏  |
| 東大阪市教育委員会教育委員     | 山中 雅仁 |